

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

規則	○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 ○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 福島海区漁業調整委員会	三三 三三 三三
告示	○いかつり漁業について指示する件 ○小型定置漁業の保護区域について指示する件 ○はえなわ漁業について指示する件 ○漁業法により指示する件	三三 三三 三三 三三
公告	○福島県議会定例会を招集する件 ○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	三三 三三

## 規 則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県規則第六十四号

#### 福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十六年福島県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」を、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」に改め、「(平成二十年政令第二百九十六号)」の下に、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号。以下「公共建築物木材利用促進法」という。 )及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

施行令(平成二十二年政令第二百三十三号)並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。 )及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成二十三年政令第十五号)を加え、「又は認定中小企業者」を、「認定中小企業者」に改め、「当該認定中小企業者をいう。以下同じ。 )」の下に「又は促進事業者(六次産業化法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画に従って六次産業化法第五条第四項第二号に掲げる措置を行う六次産業化法第六条第三項に規定する促進事業者をいう。以下同じ。 )」を加える。

第二条第一項中「及び一認定中小企業者」を、「一認定中小企業者及び一促進事業者」に改め、同条第二項に次の二号を加える。

五 公共建築物木材利用促進法第十二条に規定する認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画に従って木材製造の高度化を行うのに必要な資金を借り入れる場合、十二年以内

六 六次産業化法第十条第二項に規定する認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要な資金、十二年以内

第二条第三項中「前項第三号」の下に「及び第六号」を加える。

第三条第一項中「又は認定中小企業者」を、「認定中小企業者又は促進事業者」に改める。

第六条第一項中「第十二条第一項」の下に「及び六次産業化法第十条第一項」を加える。

第二十条中「又は認定中小企業者」を、「認定中小企業者又は促進事業者」に改める。附則に次の一項を加える。

(東日本大震災に係る償還期間等の特例)  
4 次の各号のいずれかに該当する者であつて、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。 )の後平成二十八年三月三十一日までに貸付けを受けるものに対する第二条の規定の適用については、同条第二項中「十年」とあるのは「十三年」と、同項第一号中「十二年」とあるのは「十五年」と、同項第二号中「十五年」とあるのは「十八年」と、同項第三号から同項第六号までの規定中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第三項中「三年」とあるのは「六年」と、「前項第三号及び第六号」とあるのは「前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる場合における貸付金の据置期間は三年以内とし、前項第三号及び第六号」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

一 その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

二 その生産物(その加工品を含む。 )に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた

者

この規則は、公布の日から施行する。

(林業振興課)

### 告 示

#### 福島県告示第四百四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十三年九月二十七日福島市に招集する。

平成二十三年九月十三日

福島県知事 佐藤 雄平  
(総務課)

#### 福島県告示第四百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十三年九月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 施行者の名称 鏡石町

二 都市計画事業の種類及び名称 県中都市計画下水道事業（鏡石町公共下水道）

三 事業認可の年月日 昭和五十四年一月二十六日

四 事業施行期間（変更前） 昭和五十四年一月二十六日から平成二十三年三月三十一日まで

（変更後） 昭和五十四年一月二十六日から平成二十七年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成十七年福島県告示第五百四十二号）の事業地に岩瀬郡鏡石町桜岡及び南

町の一部の区域を加える。

使用の部分 変更なし。

(下水道課)

### 公 告

#### 公告第六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年九月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十三年九月一日

二 名称

特定非営利活動法人いきいきサポートつくしんぼ

三 代表者の氏名

千葉 正年

四 主たる事務所の所在地

福島県河沼郡会津坂下町大字大沖字上野千七百七十番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障がい者及びその家族の人達に対して、住みなれたそれぞれの地域で安心して暮らせるように、地域に密着した福祉、介護などに関する事業を行い、地域の発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

#### 公告第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十三年九月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

二本松市土地改良区

退任した役員

役別 氏名

監事 丹野 喜三郎

住所 二本松市原セ笠張四一五番地

(農村計画課)

### 福島海区漁業調整委員会

#### 福島海区漁業調整委員会指示第三号

福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十三年九月十三日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田 幸徳

一 操業の承認

いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員

会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣に使用する総トン数五トン未満の船舶については、この限りでない。

二 承認の対象漁船

いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数三十トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、平成二十三年十月一日から平成二十四年一月三十一日までとする。

四 制限又は条件

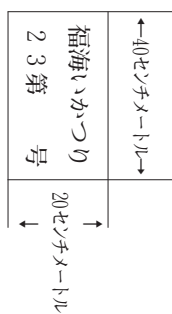
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深四十五メートル以浅の福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十三年十月一日から平成二十四年五月三十一日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第四号

福島県海面における小型定置漁業の保護区域について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十三年九月十三日

福島海区漁業調整委員会

一 保護区域

小型定置漁業の保護区域は、次のとおりとする。

漁業の種類	保護区域
小型定置漁業（さけ角網漁業を含む。）	網漁具張り立ての位置から、前面五百メートル、後面五百メートル及び沖面五百メートルの連絡線によって囲まれた区域

二 漁業の禁止

一の保護区域においては、まき網漁業、固定式さし網漁業、流し網漁業、沿岸にかご漁業、機船船びき網漁業、はもかご漁業、どう漁業及びつば漁業を営んではならない。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十三年九月二十一日から平成二十四年八月三十一日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第五号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十三年九月十三日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田 幸徳

一 操業の承認

最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深百メートル以深の福島県の海域において、はえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く。）を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数七トン未満とする。

三 操業期間

一に規定する海域における操業期間は、平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日までとする。

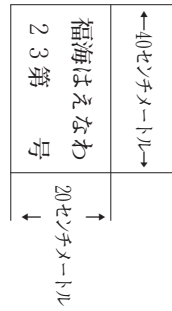
四 制限又は条件

1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

北緯三十七度四十九秒以南の水深百メートルから水深三百メートルの福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示  
 操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十三年十月一日から平成二十四年九月三十日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十三年九月十三日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田 幸徳

福島県漁業調整規則（昭和四十年福島県規則第五十九号）第四十五条の二第一号から第五号までに規定する区域においては、平成二十三年十月十五日から同年十一月十四日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。